

臺灣總督府
臨時情報部

部報

昭和三十三年六月十一日

昭和三十三年九月二十日第三種郵便物認可
昭和三十三年六月十一日發行
十一月十一日、廿一日發行



始政記念日に當りて
(臨時情報部)
臺灣の農業移民概況
(殖産局農務課)
石油の消費規正と
販賣取締規則に就て
(殖産局礦務課)
地方情報報
(州・廳臨時情報部)
海外情報報
(臨時情報部)
附錄 事變日誌

第二十八號



社頭の老婆

朝まだき
榕樹の葉の茂み洩る
陽の光浴びて
年若き孫娘と共に
社頭に額づく
六十路經し本島人の老婆
神鈴振る
老婆の胸には
土匪に劫えし娘の頃から
築土臺灣謡歌の今日まで
は十三年の思ひ出が
走馬燈の如く去來する

始政記念日に當りて

臨時情報部

扶桑の空に高光る我が大君の御稜威を、始めて臺灣島に輝かしてより茲に四十有三年。

熱帯の資源豊かに年と共に躍進又躍進、帝國南進の礎石南門の鎖鑰として南の生命線を扼しつゝ、五百六十萬の島民が「國民精神總動員」「長期作戰堅忍持久」の大旗の下に超非常時局突破の意氣に燃ゆる高砂の島臺灣。

此の躍進臺灣こそは、瘴癘蠻雨の地より今日まで引き上げた幾多先輩の尊い努力の記念塔である。



●變る歴史の跡
現在の臺北市繁華街→
領臺當時の臺北市内↓
(門は清朝時代の旌表)



在りし日の臺北城壁↓

臺北城壁が變つた
三線道路←



の責任は帝國政府之を負ふ」として遼東出征中の近衛師團に「臺灣平定」を命ずると共に、六月一日清國授受全權委員李經芳の到着を待ち、基隆沖に於て「到底陸上では臺灣授受は出來得べくもないから、便宜船中で授受を了したい」との清國の申出に

海上總督府

明治二十七、八年戦役の

結果下關係約成立し臺灣は清國の版圖より脱して、永遠に我が領有する所となり、明治二十八年五月十日樺山大將は第一代の臺灣總督に任ぜられた。

樺山總督は直に命を奉じて赴任の途に著き、五月二十八日御用船横濱丸で淡水港口に着いた。然るに當時臺灣では、前清國巡撫唐景崧等が本國の命を奉せず兵を構へ土匪は各所に騷擾を極め、清國政府は「臺灣授受の延期」を求めた程であつた。然し帝國政府は「臺灣の主權我に在り、平和維持



榮村 (臺南州)

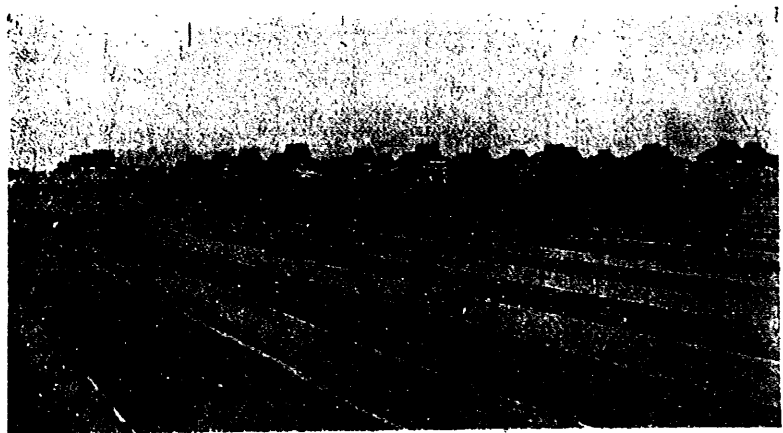
が財政其の他の都合に因り同年度を以て一時中止するに至つた。

其の後は既設移民村の充實を圖ると共に他方未墾地開拓並に移植民事業を行ふ者を保護助成するの方針を採ることゝなつたが恰も其の當時臺東製糖株式會社が臺東廳下に於て開拓並に移民事業を行ひつゝあつたので其の移民事業を保護助成した。

爾來約十五箇年官營移民事業は中絶して居たが昭和七年度に至り總督府は再び西部臺灣に本事業を開始した。

其れに依れば當初は試験的の意味に於て漸進主義を採り四箇年間に一五六戸を臺中州北斗郡下に沙山村(後に秋津村と改稱す)を建設した。其れが豫想通りの結果を納めた爲同十年度には高雄州屏東郡下に煙草耕作を主とする移民村の建設に着手し日出村を建設し越えて翌十一年度には日出村隣接地に此と同種の常盤村及千歲村を建設した。

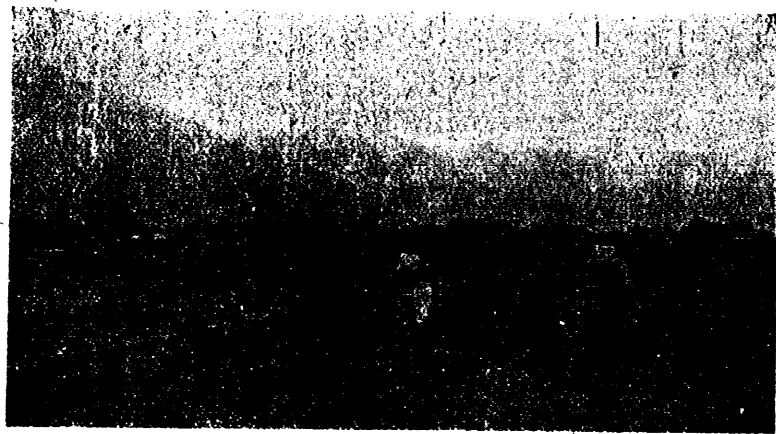
尙其の外昭和十年度に於ては臺南州斗六郡下に財團法人嘉南共榮協會が臺南州立國民農業學校嘉南寮の卒業生中内



千歲村 (高雄州)

地人子弟を移住せしめて榮村を建設したが翌十一年度より本事業を總督府に於て行ふことゝなつた。

斯くして總督府に於ては領臺當初より實施せられたる移民事業の實績に鑑み其の企圖の長短を取捨選擇し茲に新に昭和十一年度以降十箇年間に面積一萬七千町歩に約三千五百戸を收容する計畫を樹立し右計畫の實現を期しつゝあり、即ち該計畫に依り昭和十一年度に於ては臺中州北斗郡下に豐里村の建設を完了し更に右計畫第二年目たる昭和十二年度に於ては事業の規模も大いに擴大せられ三〇九戸、一、五四八人を臺中、臺南兩州及臺東廳下に收容した。此の中臺中州下に收容した移民は二〇〇戸、一、〇二一人にして其の移住地は豐里村隣接地即ち北斗街、田尾庄、埤頭庄の一街二庄に跨る地域であつて濁水溪護岸工事に因る新生地であるから帶狀の地形を成して居るが各地域既墾地を以て占められ地味肥沃なるに加へて水圳の便開け産業道路は四方に通じて居る。本年五月三十一日入村式を舉行し村名も鹿島村と命名せられた。



(花蓮港) 村 野 吉

臺中州北斗郡下は既設の秋津村、豊里村に新設の鹿島村を加へて島内農村風景に異彩を放つて居る。次に臺南州下入植の十二年度移民は五〇戸、二三一入移住地は既設榮村の隣接地であるが虎尾郡に屬して居る。新移住地は別に村名を設けず榮村に包攝することゝなつた。

榮村は新虎尾溪の浮覆地であつて嘉南大圳灌漑區域内に在り鹿島村同様既墾地である。六月一日新移民の入村式を行ひ榮村に合併した。

臺東廳下入植の移民は五九戸、二九六八、移住地域は臺東街及卑南庄に跨り卑南大圳灌漑區域内に位置して居る。既墾地と未墾地相半して居るが將來に於ては全地域が豊沃なる耕地となることを期待し得る。東部臺灣に久しく絶えて居た移民事業も此の地に於て再び開始された譯であるが本村の成否は將來の東部移民事業の成否を賭するものとして重大なる意義をもつて居る。本村は敷島村と命名せられ去る五月二十八日盛大なる入村式を舉行した。

又昭和十三年度は前記移民計畫に基き豫定戸數を招致す

る豫定であつたが日支事變其の他の關係に因り一〇〇戸丈を入植せしむることゝなり目下着々實施中である。

以上は農業移民事業の過去及現在の極く大要を述べたものであるが更に山地開發調査及河川整理に依る新生地等にして適地相當ある見込なるを以て之等調査の進行に伴ひ多數の移民を招致する計畫を樹立せんとするものである。

参考一 内地人農業移民村戸口總括表 (昭和十二年度末現在)

州廳別	村名	建設年度	戸數	人口	州廳別	村名	建設年度	戸數	人口
臺東廳	旭野村	大正五年度	二二	一六三	臺南州	榮村	昭和十一年度	四〇	一四二
	鹿野村	同四年度	四八	二九三		移住地	同十二年度	五〇	二二一
	鹿寮村	同六年度	七	五〇		計	同十二年度	九〇	三三三
計	鹿寮村	昭和十二年度	五九	二九六	高雄州	日出村	昭和十年度	二五	一一二
	敷島村	同十二年度	一三七	八〇〇		千歲村	同十一年度	六五	三七一
臺中州	秋津村	自昭和七年度至昭和十一年度	一五六	七二七	計	常盤村	同十一年度	一九〇	一〇三九
	豊里村	同十一年度	八六	四六一		合計			一、五〇七

石油の消費規正と 販賣取締規則に就て

殖産局 鑛務課

我國は石油資源に恵まれず需要の大部分を海外に仰がねばならぬ現状にあるのは産業並に國防上洵に深慮を要する所で、之が資源の獲得に就ては夙くから内地及外地を通じ油田開發の促進其の他對策を講じ來つたのであるが、更に消費節約の合理化は現下の時局に鑑み一層重要性を加ふるに至つた。

殊に支那事變の進展に伴ひ、能ふ限り長期に亘り之が補給を確保して置くことは最も緊要なることで、内地に於ては曩に第一次消費節約案を樹て之が目的の達成に邁進し來つたが、國際收支の適合其他の見地から更に相當強度の消費節約を必要とすることを認め昭和十二年法律第九十二號（輸出入品等に關する臨時措置に關する法律）に基き三月七日商工省令を公布し去る五月一日から揮發油及重油に付き購買券制度に依る本格的消費規正を實行し現に著々効果を擧げてゐる。

臺灣は我國南方に於ける經濟並に國防上特殊の地位を占め之が實施は特に重大なる意義を有するものがあるので、内地の政策に順應して去る五月一日府令第五十一號を以て揮發油及重油販賣取締規則を公布し來る七月一日から購買券に依り消費の節約と需給の調整を實行することゝなつた。

元來臺灣に於ける石油の消費量は事變迄は年々揮發油は二割、重油、輕油、機械油は夫々一割の増加率を示して來たのであつて、之は本島に於ける産業交通其の他の發展を反映するもので寧ろ喜ぶべき現象ではあるが、以上述べた如く今日の國際收支と國防の見地から能ふ限り一般消費の節約を圖り國家の最も必要とする方面に供給を向けることは最も緊急の事項である。

而して臺灣に於ける事變後の石油消費状況（軍需關係のものを除く）は相當の減少を示し、殊に昭和十三年上半期の需要見込量は平時需要量として推定せられる量から見ると揮發油は二割以上の減少を示してゐる。之は一つには揮發油の値上り、事變の影響にも依るのであらうが、他面地方警察の懲滯と業者の自覺に依るトラックの統制、タクシーの集約的經營に依る所が少くない。然るに時局は益々石油の重要性を増大し此の際特に揮發油、重油の消費節約を強化する必要がある、之を單に民間の自製に委すときは普遍性を缺き充分なる効果を期待し得ないので茲に法令に依る消費規正を實施することゝなつたのである。

即ち石油消費規正の範圍は揮發油及重油に就ては規定に依る強制的節約を實施し燈油、輕油及機械油に就ては極力消費の自制に努めしめるやう指導する。規正の程度は直接軍需を除き官民用一律に之を實施するのであつて、本島の如く産業交通貿易等尙將來の發展に期待すべきものが多く道路の完備に伴ふ自動車交通の進展、産業の工業化轉機、水産業の南方發展の機運等石油需要の増加を來すべき材料が極めて豊富なる所にありては、其の影響する所極めて大なるは自明のことではあるが、時局の進展は愈々之が消費の節約を必要とするので消費者は事業設備の轉換、代用燃料、代用機關を考慮し、

節約の出来るものは能ふ限り之を節約し、然らざるものにおいて最少量を以て最大の能率を擧げるやう心掛けねばならぬ。例へば運輸の合理化に就てタクシーは流しの禁止、經營の合同、トラックの合同經營、自家用車は極度の節約、ガソリンカーは繁閑に依る臺數の整理等があり、代用内燃機關に就ては木炭或は薪瓦斯發生爐の使用普及があり、更に本島に於ける天然瓦斯の豊富なるに鑑み、之を其の儘ボンブに詰めて自動車用燃料に供することが本府天然瓦斯研究所其他に於て研究され、近く一般に實施可能となる見込であるが、之等は揮發油の消費節約に資するところが極めて多いものと思はれる。又無水酒精の混用に就ては來る七月一日から強制混用を行ふ豫定で計畫を進めてゐる。重油に就ても能ふ限り電氣、瓦斯、石炭へ轉向する必要があり、之が爲には設備の轉換其他の犠牲を忍ばねばならぬ。

以上のやうな次第で愈々七月一日から購買券に依る石油の規正が實施されるが、之が爲俄かに各種事業に蹉跌を來さぬやう需要者各方面に於て今から自制的準備工作を實行して官民協力し總動員精神に依り所期の目的を達成し得るやう廣く一般消費者の御留意を願ひたいものである。

尙次に揮發油及重油販買取締規則の概要に就て述べて置かう。

一 揮發油及重油の意義

購買券制度が適用せられる揮發油又は重油とは如何なる範圍のものであるか、それは規則第一條に於て定義せられてゐる如く、「揮發油トハ攝氏十五度ニ於ケル比重〇・八〇一七ヲ超エザル礦油ヲ、重油トハ攝氏十五度ニ於ケル比重〇・八七六ニテ超ユル黒色、褐色又ハ暗綠色ノ礦油ニシテ不透明ナ

ルモノ(アルコールヲ除ク)ヲ云フ」のであるが揮發油に就てはアルコールを混入した揮發油をも含まれるものであり、又重油に於ては色及透明なるや否やを條件としたのは機械油の大部、電氣絶縁油及クレオソート油を除外せんとする主旨から出たものである。

本條に於ては機械油又は輕油に就ては規定してゐないが、其中比重の大なるものは本條に云ふ重油に該當するものもある。然し潤滑の用に供する目的を以て製造せられたものは解釋上除外されるのである。

二 購買券不要のもの

揮發油及重油を購入する時は原則として購買券を必要とするのであるが、種々の理由から購買券によらせることは不適當と考へられるものがあるので、之等に就ては第二條但書で例外として列記してゐる。即ち購入數量が揮發油一リットル以下、重油五リットル以下の如き極く少量なる場合は一々購買券に依ることは其の煩に堪へぬであらうし御料品、外國公館の用品等の如きもの、或は石油使用の實情からして購買券に依らしめないのである可とするもの、又は天災事變其他已むことを得ない事由に依るものは購買券を要しないこととしてゐる。

尙官廳用品は規定によらず自制に依り、強制的節約に依ると等しい實績を擧げんとするものであつて節約をしないと言ふ意味でないので其の事情を誤解なきやうありたい。

三 購買券の交付

購買券は第三條の規定に依り臺灣總督の定むる限度内に於て知事又は廳長が發行するのである。購

買券を必要とする者は夫々第六條に依る購買券交付申請書を知事又は廳長に提出する。其の申請書を受理した州又は廳はそれに基いて管内の揮發油及重油の需要量を總督府に申請する譯である。總督府に於ては地方廳の對當申請量と其の期間に於ける供給可能量、或は需要種別に付き節約の能否、事業の緩急、其の他を勘考し其の州又は廳に對する割當量(即ち購買券發行限度)を決定して通知するのである。其の通知の限度内に於て州知事又は廳長が購買券を發行し警察署長又は郡守が之を交付することゝなつてゐる。

(四) 購買券の種類

購買券は揮發油に付ては一ガロン券を初め八種あり、重油に付ては十八リットル(一罐)券等五種ある。(第四條)揮發油に於てリットル券とガロン券とに分つたのは現在ガソリンスタンド等に於て兩單位に依り販賣し居り換算して使用し得ぬ現狀に在る爲である。

尙各種購買券に付き赤色券と青色券とに分ち赤色券は船舶に使用する爲揮發油又は重油を買受けんとする者に、青色券は船舶以外に使用する爲揮發油又は重油を買受けんとする者に交付する。(第五條)此區別を設けたのは船舶は長い期間に亘り航海するので纏めて購入して置く必要がある爲である。従つて赤色券は六箇月分を纏めて交付を受け得るに反し青色券は三箇月分に限られてゐる。従つて船舶以外のものの用品に赤色券を使用することは極めて不都合となるので第七條に依り禁止せられてゐる。

尙購買券には有効期間とか有効使用區域の制限が無いから全島到る所に於て有効にして、又一期に

使用し得なかつたものは次期に繰越して使用するものは何等差支へない。

(五) 販賣業者及石油精製業者の義務

揮發油及重油の消費規正に當つて一般需要者を指導監督すべきは勿論であるが、其の爲先づ販賣業者又は石油精製業者を直接指導監督し之に順應して一般需要者を指導する方が便利な爲、本規則に於ては殆んど大半が販賣業者及石油精製業者を規律した規定である。即ち第二條、第七條、第八條、第九條等は揮發油及重油を販賣するに當つて販賣業者及石油精製業者が直接需要者を指導する立場に在り、第十條、第十一條、第十二條は一定事項の届出義務、記載義務、報告義務を課したるものであつて之に依り販賣業者及精製業者を取締監督する譯である。

業者は此の間の事情を良く洞察されて、各注意規定、義務規定を遵守すると共に一層の御協力あらん事を希ふ次第である。

揮發油及重油販賣取締規則

昭和十三年五月二日
府令第五十一號

- 第一條 本令ニ於て揮發油トハ攝氏十五度ニ於ケル比重〇・八
レ六揮發油又ハ重油ヲ賣渡スコトヲ得ズ但シ左ニ掲グル場合
〇一七ヲ超エザル礦油ヲ、重油トハ攝氏十五度ニ於ケル比重
ハ此ノ限ニ在ラズ
〇一八七六ニヲ超ユル黒色、褐色又ハ暗綠色ノ礦油ニシテ不透
一左ノ各號ノ一ニ該當スル揮發油又ハ重油ヲ賣渡ストキ
明ナルモノ(コールドールヲ除ク)ヲ謂フ
イ 御料品
第二條 揮發油若ハ重油ノ販賣業者又ハ石油精製業者ハ購買券
ロ 官廳用品
ハ 軍用品
(第八條ノ規定ニ依リ記載ナキモノニ限リ)ト引換フルニ非ザ

- ニ 本邦ニ派遣セラレタル外國ノ大使、公使其ノ他之ニ準ズベキ使節若ハ領事ノ自用品又ハ在本邦外國大使館、公使館若ハ領事館ノ公用品
- ホ 航空機用品
- ハ 船舶安全法ニ依ル近海區域若ハ遠洋區域ヲ航行區域トスル船舶、本邦施行地ニ船籍港ヲ有セザル船舶(船籍札規則第一條第一號及第二號ニ掲グル船舶ヲ除ク)又ハ本邦施行地ニ住所ヲ有セザル者ノ所有ニ係ル船舶ノ用品
- ト 汽船トロール漁業、母船式漁業、汽船捕鯨業、汽船底曳網漁業又ハ専ラ漁獲場ヨリ漁獲物若ハ其ノ化製品ヲ運搬スル業務ニ従事スル船舶ニシテ外國港灣ニ出入スルモノノ用品
- 二 揮發油ヲ一リットル以下賣渡ストキ
- 三 重油ヲ五リットル以下賣渡ストキ
- 四 販賣ノ目的ヲ以テ買受クル揮發油ノ販賣業者ニ揮發油又ハ重油ヲ賣渡ストキ
- 五 精製又ハ販賣ノ目的ヲ以テ買受クル石油精製業者ニ揮發油又ハ重油ヲ賣渡ストキ
- 六 精製ノ爲使用スル目的ヲ以テ買受クル石油精製業者ニ重

- 油ヲ賣渡ストキ
- 七 石油運搬用自動車又ハ石油運搬用船舶ニ使用スル目的ヲ以テ買受クル揮發油若ハ重油ノ販賣業者又ハ石油精製業者ニ揮發油又ハ重油ヲ賣渡ストキ
- 八 天災事變其ノ他已ムコトヲ得ザル事由アリタルニ因リ購買券ニ依ルコトヲ得ザルトキ
- 第三條 購買券ハ臺灣總督ノ定ムル限度内ニ於テ知事又ハ廳長之ヲ發行ス
- 第四條 購買券ハ揮發油ニ付テハ一ガロン券、五ガロン券、十ガロン券、五リットル券、十リットル券、十八リットル(一罐)券、百八十リットル(十罐)券及一キロリットル券ノ八種トシ重油ニ付テハ十八リットル(一罐)券、九十リットル(五罐)券、百八十リットル(十罐)券、一キロリットル券及十キロリットル券ノ五種トシ各種ニ付赤色及青色ノ別ヲ設ク、購買券ハ別記様式ニ依ル
- 第五條 赤色券ハ船舶ニ使用スル爲揮發油又ハ重油ヲ買受ケントスル者ニ、青色券ハ船舶以外ニ使用スル爲揮發油又ハ重油ヲ買受ケントスル者ニ之ヲ交付ス
- 第六條 購買券ノ交付ヲ受ケントスル者ハ交付申請書ヲ揮發油又ハ重油工場又ハ事業場ニ使用セントスル場合ニ於テハ其

- ノ所在地ヲ、自動車ニ使用セントスル場合ニ於テハ其ノ主タル使用地ヲ、船舶ニ使用セントスル場合ニ於テハ船籍港(漁船並ニ船籍札規則第一條第一號及第二號ニ掲グル船舶ニ在リテハ其ノ所有者ノ住所)ヲ、ガソリン機關車、ガソリン自動車、ディーゼル機關車又ハディーゼル自動車ニ使用セントスル場合ニ於テハ私設鐵道又ハ軌道ヲ經營スル者ノ主タル事務所ノ所在地ヲ、其ノ他ノ場合ニ於テハ其ノ者ノ住所地ヲ管轄スル知事又ハ廳長ニ提出スベシ
- 前項ノ購買券交付申請書ニハ左ニ掲グル事項ヲ記載スベシ
- 一 買受ケントスル揮發油又ハ重油ノ數量
- 二 用途
- 三 使用設備ノ概要
- 四 使用豫定期間
- 五 交付ヲ受ケントスル購買券ノ種類及枚數
- 六 前項購買券ノ交付ヲ受ケタル年月日並ニ其ノ種類及枚數
- 第七條 揮發油若ハ重油ノ販賣業者又ハ石油精製業者ハ船舶以外ニ使用スルモノナルコトヲ知リテ赤色券ト引換(揮發油又ハ重油ヲ賣渡ストキ)得ズ
- 第八條 揮發油若ハ重油ノ販賣業者又ハ石油精製業者ハ其ノ引換ヘタル購買券ニ引換後還滯ナク當該販賣場ノ名稱及引換ノ

- 年月日ヲ記載スベシ
- 第九條 揮發油若ハ重油ノ販賣業者又ハ石油精製業者製ハ其ノ引換ヘタル購買券ヲ故ナク他人ニ引渡シ又ハ破棄スルトコトヲ得ズ
- 第十條 揮發油若ハ重油ノ販賣業者又ハ石油精製業者ハ販賣場毎ニ其ノ開設後一週間以内ニ左ニ掲グル事項ヲ販賣場所在地ヲ管轄スル知事又ハ廳長ニ届出ヅベシ
- 其ノ販賣場ヲ廢止シ又ハ届出テタル事項ニ變更アリタルトキ亦同ジ
- 一 販賣場ノ名稱及位置
- 二 取扱ニ係ル石油ノ種類
- 三 揮發油若ハ重油ノ販賣業者又ハ石油精製業者ノ氏名名稱及住所
- 第十二條 揮發油若ハ重油ノ販賣業者又ハ石油精製業者ハ販賣場毎ニ帳簿ヲ備ヘ左ニ掲グル事項ヲ記載スベシ
- 一 受入レタル揮發油又ハ重油ノ數量、價格及受入ノ年月日
- 二 其ノ引渡人ノ氏名名稱及住所
- 二 販賣シタル揮發油又ハ重油ノ數量、價格及販賣ノ年月日
- 三 其ノ買受人ノ氏名名稱及住所
- 三 引換ヘタル購買券ノ種類及枚數並ニ引換ノ年月日購買券

ト引換へ販賣シタル場合及揮發油ニ在リテハ一リットル以下ヲ、重油ニ在リテハ五リットル以下ヲ販賣シタル場合ニ於テハ前項第二號ノ買受人ノ氏名名稱及住所ハ之ヲ記載スルコトヲ要セス

第十二條 揮發油若ハ重油ノ販賣業者又ハ石油精製業者ハ販賣場毎ニ毎月左ニ掲グル事項ヲ記載シタル報告書ヲ知事又ハ廳長ニ提出スベシ

- 一 前月中ニ受入レタル揮發油又ハ重油ノ數量、價格及受入ノ年月日並ニ其ノ引渡人ノ氏名名稱及住所
- 二 前月中ニ販賣シタル揮發油又ハ重油ノ數量、價格及販賣ノ年月日並ニ其ノ買受人ノ氏名名稱及住所
- 三 前月中ニ引換ヘタル購買券ノ種類及枚數並ニ引換ノ年月日

購買券ト引換販賣シタル場合及揮發油ニ在リテハ一リットル以下ヲ、重油ニ在リテハ五リットル以下ヲ販賣シタル場合ニ於テハ前項第二號ノ買受人ノ氏名名稱及住所ハ之ヲ記載スルコトヲ要セス

第一項ノ報告書ニハ前月中ニ引換ヘタル購買券ヲ添附スベシ

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス但シ第二號及第十一條ノ規定ハ昭和十三年七月一日ヨリ、第十二條ノ規定ハ同年八月一日ヨリ之ヲ施行ス

本則施行ノ際現ニ揮發油若ハ重油ノ販賣業者又ハ石油精製業者又ハ販賣場毎ニ本令施行ノ日ヨリ二週間以内ニ第十條各號ニ掲グル事項ヲ其ノ所在地ヲ管轄スル知事又ハ廳長ニ届出ツベシ

(様式略ス)

地方情報

州廳臨時情報部

支那事變に關し

執りたる措置

臺南州臨時情報部

一 徐州陥落警告祭及戰捷祝賀

竝に皇軍感謝提燈行列の執行

本州に於ては五月二十日午後一時半徐州陥落の公報に接するに共各都市に之を傳達し全州下一齊に地元各神社に於て奉告祭を執行するに共更に更に戰捷祝賀竝に皇軍感謝提燈行列(日中は生徒兒童の旗行列)を執行せるが百四十萬州民の皇軍に對する感激は最高潮に達し州民の志氣を鼓舞激勵する所眞に尠少なざるものありたり。

二 軍需用肉の調達

昭和十三年三月十七日本州に於ては州農會をして軍需用肉の調達を代行せしめ黄牛〇〇〇頭の調達は既に完了し水牛〇〇〇〇頭は一日平均〇〇〇頭内外を調達中なり。

三 昭和十三年度軍用干草の調達

昭和十三年度軍用干草を臺南州に於ては總計〇〇〇〇〇頭を調達するにこゝせり。

四 慰問金の募集

東亞の陸に空に海に身命を賭して活躍せられつゝある

銃後の花蓮港

花蓮港臨時情報部

一 銃後 美談

鳳林郡警察勤務大下氏の夫人は客年夫君が出征後は、雄々しくも一男一女を養育しつゝ、留守宅を守り居りたるが、夫君は五月二日宣興の激戦に壯烈なる戦死を遂げたるを以て亡き夫の冥福を祈りつゝ、ありたり。五月二十日徐州陥落の報に鳳林は歡呼の聲に沸き午後八時より提燈行列は全街を火の海に化したるが此の際同夫人は夫の寫眞を行列に面せる處に抱き出て遺児と共に「アナタ徐州ハ陥落シテ彼ノ通り提燈行列デス御覽ナサイ」ミ生ける夫に物言ふ如く亡き夫に徐州陥落を告げ左手に夫の寫眞を抱き右手を揚げて萬歳を三唱したるが之を目撃せる行列の一行は之に和し劇的場面を呈し一人ミして泣かざる者なく同夫人の斯る行爲は大和撫子の龜鏡として多大の感激を興へ居れり。

我が忠勇なる皇軍將兵の勞苦に對し州民を擧げて感謝感激の赤誠を披瀝し併せて慰問の萬全を期するため本州は襄に開催せる郡守市戸打合會議の決議に基き本州關係出征部隊及軍夫に對し慰問袋を贈呈すること、し之が資金一萬三千八百圓を六月一日より十五日迄に募集すること、せり。

五 戦傷者の慰問

昭和十三年五月十九日、六月二日午後二時川村知事は總督代理として臺南陸軍病院に名譽の戦傷者を見舞、總督よりの慰問金を傳達せり。

六 島民の皇民化と正廳改善の徹底

島民の皇民化促進運動に相俟つて全島に魁け正廳改善を叫びし本州に於ては引續き總ゆる機關を動員して之が徹底に邁進し着々其の實績を擧げつゝ、あるが昭和十三年三月末現在に於て二市十郡下の本島人口數二一五、一四七戸其の内正廳數一四四、六八四に對し改善數一三三、六八〇に達し正廳改善は實に九割二分を示すに至り近く州下全正廳の改善も實現せんミする情勢にあり。

海外情報報

臨時情報部

流轉の蔣政權の要人何をか語る

— J. P. 特派員ジェン・ハーワードミ

孔祥熙行政委員長との會見談 —

問 平和は何時到來すると思ひますか。

答 平和は直ぐ回復する見込はない様だ。今日の支那は防禦戦をなしてゐるのであり、日本の侵略が止るまでは續くであらう。平和回復は次の二項に依つて實現する事が出来る。即ち、

第一 日本軍部が自殺的政策を追求する馬鹿らしさを悟つた時。

第二 眞面目に世界列強が危険な情勢を悟つて日本に戦争を止める様に説得した時。

問 支那は戦争に勝つことが出来ますか。

答 莫大な損失を蒙るかも知れないが支那は目下の戦に負ける様な事はない。何となれば廣大な領土と國民の決心を以て最後まで抵抗するからである。日本は區々たる戦國に於ては勝利を得るかも知れないが支那は戦争其のものに勝利を得んミしてゐる。

問 調停には如何なる希望を持つて居られるか。

答 本問題は曾てブラッセル會議に於て論議され一時中止となつたが列強の意圖で九箇國條約問題が再び議題に上り反覆論議されるであらう。

問 揚子江沿岸の外國貿易復活の望ありや。

答 米國が條約に依る權益を主張するに於ては日本は之を拒否することは出来まい。

問 獨逸軍事顧問の招選問題に關する所感如何。

答 局外者は該顧問の位置に職責を知らない。日本は獨逸顧問が實戦に参加したものと信じ獨逸政府に訴へたが實際彼等は單なる技術者に過ぎず、我軍官學校の教官として活動し軍事工作を指揮したものでない。然し此際彼等が強いて我國の手を切らんと思すれば已むを得ない。

問 獨逸人を解備すれば佛人若くは蘇聯人顧問を招聘する必算なるや。

答 必要に迫れば外人顧問を雇備するが元來支那は最初より外人顧問の助力を受けず戦争してゐる。

問 英國は更に支那の借款に應ずるに傳へられるが如何

答 國際聯盟は幾に加盟國に物質的、財的援助を我國に與へんことを決議したが最近英國議會に於ても問題になつた。

問 香港、廣東間の交通が遮断された場合貴政府に對策ありや。

答 斯る場合ありするも決して外界との交通を断たるものでなく他に幾多の交通路がある。

問 今次の戦争に使用され又参加した蘇聯機に其操縦士を如何に見るか。

答 我國は英、米、獨、佛、蘇聯等各國製の多種多様の飛行機を有する。又國籍を異にする幾多の義勇兵を交へてゐるが大多數は支那兵である。

問 日本は財政的に貴國を没落させんと思すが對策ありや。

答 日本は我財政の安定を覆さんとするであらう。我國は財政の基礎を固むる用意あり。

問 支那は遂に赤化するか。

答 我國内には他國同様共產主義者あれども共產主義夫れ自體は我國是に相容れず、此事實は昨年反共產主義が三民主義に固執したるに徴しても明瞭である。

問 外國より武器、彈藥の援助を受けつゝありや。

答 此方面の援助は歓迎する所だ援助あらば支那は必ず世界平和の爲め最後の勝利を博す。

問 漢口にして陥落せば中國政府は何處へ遷都するか。

答 南京陥落後既に首府は重慶である。

問 銀行家會議の結果如何。

答 部局の定例會議と同様で何等政治的意味はない。

問 米國が貴國を救援する望なきや。

答 米國が平和を欲するならば支那を援助すべきである。蓋し日本は支那の征服を以て足れりせず、更に進んで米國方面へ手足を延すに至るであらう。

漢口の大動搖

——敗戦による蔣政権の内紛——

漢口は徐州會戰以前は民衆の抗日意識頗る旺盛であつたが敗退の報一度至るや、日本軍は一舉にして漢口に迫り得べく且支那軍が如何に大兵を前線に送るも日本軍に對し勝利を得ることは絶對に困難であるとの觀念を強く抱くに至り人心の動搖不安は深刻にして殊に曾て南京より逃避せる兵は當時の戦況の悲惨を語り之が新に人心に深き印象を與へ一般民衆の抗戰意識を挫折せしむるに多大の影響を與へつゝある爲め憲兵は之等を逮捕統殺に附するもの甚多し、又中央各派の動向に付ては宋慶齡一派の社會民主黨は今や全く國民黨内に包含せられ、陳獨秀一派の「トロツキスト」は蘇聯の支那指導上の根本理念を理論的に攻撃して其の内部崩壊を企圖し、共產黨内

部に於ては反幹部熱漸次擡頭し國民黨は之に乗じて共產黨不分子の獲得其の轉向を策して居る。又蘇に共產黨から除名された張國壽は張治中の下に走り湖南日報を發刊して共產黨の御都合主義政策に對する暴露工作を爲しつゝある。斯して徐州敗戦を廻り中央各派は多種多様興味ある様相を呈しつゝある。

佛領印度東浦塞地方に於ける

排日貨狀況

支那事變勃發以來國民政府の逆宣傳が佛領印度支那の漢字新聞に大々的に報せられ、在留華僑間では排日貨の氣配を示すに至つたが過ぐる濟南、滿洲の兩事變に於て苦き經驗を有する商人は總ゆる煽動的記事や行動に對しても利害を念頭に置き急激に排日貨を實行するに至らなかつた。

然るに其後支那政府より派遣された宣傳員の活動によつて輿論は益々強硬の一途を辿り、我が空軍が廣東を空襲するに至り廣東人が多數を占める土地柄故に俄然排日貨は實行へし進展した。即ち各商店の日貨の密賣を防ぐ爲各組合によつて數量を登記させ、一層強化を期せんが

爲監視員を任命し、又一方には密告者に賞金を與へるこ
こによつて一般民衆の協力を計つた。これが爲表面上の
取引は不可能となり、その上奥地にまで徹は飛ばされ凡
そ支那人の在住する總ての地で排日貨は實行されるに至
つた。同時に徹底を期せん爲消費者たる土人にも手を伸
ばし日本の悪宣傳をなし、遂に日本よりの食料品には毒
藥を混入してあるまで極言し、又日貨を買つた者は官
憲に處罰される等の脅迫をした爲、不斷より支那人の悪
辣な手段にこりてゐる土人達も恐怖の餘り商品を買ふ時
にも一々問合せるに至つた。

又支那商人に於ても日貨の在庫ある商店では脅迫状や
自稱検査員新聞記者等の強請に安寧の日もない有様であ
る。而も此等役員に支拂ふ給料は勿論其の他の費用まで
商人より出さしめ、加ふるに國防献金、愛國公債購入積
立金等を強制的に寄附させられ、扱ふ商品が減少した爲
經濟的にも益々困窮するに至つた。そして「ボイコット」
の爲に職にありつた偽裝愛國者は「ボイコット」の繼續
に總ゆる努力を講じてゐる次第である。

纏つて今迄のボイコットに就いて見る時何時でも相似

點を有する、それは提唱者はいつも國民黨員や職にあり
つかうとするインテリゲンペンや榮働者階級やすぐ共鳴
するのは日貨と無關係の商人で彼等は愛國者として商略
に利用する。故にボイコットにしても自發的にする者
仕方なしにする者もあつて後者に屬する者が多い事は争
へない事實である。

支那商人に言はすればボイコットが三、四年に一回づ
つあればよいと言ふ。なぜならば舊ストックの整理が出
來て助かるのだ。實際その裏面を探索する時呆れざるを
得ない。一度ボイコットの氣配でもあると彼等は一齊に
財力の許す限りの見越注文をし、その最後の商品が到着
する迄は實行を遅延させるが入港の船毎に商品滿載の有
様なので公衆の目は騙ませない。然し輿論を沈黙させる
爲役員や新聞社等を買収し荷役に従事する労働者にも口
止め料をやつてゐる次第である。故にその後數箇月間は
その反響で商賣がないのは勿論である。然し奥地にても
嚴重に検査されるにもか、はらず斯様に多數仕入して如
何にするかと思はざるを得ないが事實は心配の必要がな
い。なぜならば特殊商品を除きその種の商人でなくては

區別しがたい商品があるので検査員には職能代表を必要
とし各組合より専門家を派遣させるがこれ等代表者は相
互の利益を尊重するので改裝せられた商品が日貨として
検出される心配はないのである。だが偶々平常の恨みを
晴らすつもりで間接的に不利な判断を下す爲問題を惹起
せしむる事があるが結局は仲介で納る。かゝる時は新聞
社が漁夫の利を占める時である。かくして日貨は支那製
品にも變れば英米其の他の製品にもなる。そして表面上
は全く日貨を取扱つて居ない事になる。一般民衆も多く
は理由を詳しく知らず唯日貨を買ふなと脅迫せられるの
で止を得ず表面之に従ひ他人さへ見て居なければ買ふし
商人も秘密にさし／＼取引してゐる。

結局日貨を排斥し自國製の代用品を以てしようと思つ
ても第一支那は工業が發達して居らず製產品も彼等の需
要を充すに足らず、又歐米製を代用品に求めることは經
濟的に實行出来ないといふ次第で日貨排斥は表面上續い
ても實質的には徹底してゐない所がある。故に支那人の
性質を呑み込めば何時でも取引が出来、實際も普通と變
りない。最近に至つては支那政府の逆宣傳も廣東よりの

渡來者の實見談によつて真情が暴露するに至り、以前の
如く餘り日本の非難をしなくなり、加ふるに經濟的關係
で日貨を扱はざるを得なくなり、あるので支那商人の
日貨扱も益々増加の傾向にある。

恐怖の餘りの蘭印の鎖國的暴虐

事變以來蘭領印度は非常に神經を尖らせ各地に兵營を
建て武裝兵を置き、飛行場を作り、軍艦を配置する等物
凄い警備をなし、日本人の新入國を禁じて在留邦人の壓
迫は募る一方、何ミカして追放の理由を捜さんとし罪の
嫌疑を拵へるに汲々たる状態で全く鎖國同様である。

ボゾア島に二十餘年間賣藥業を営む同地の日本人會長
をして居た和田義太郎氏は軍事探偵の嫌疑に依り官憲に
突如家宅捜査をされ否認なしに捕縛され警察に連行留置
の上拷問され引續き爪哇バンドンの刑務所に投獄され
た。此の間二回の毒殺を計られたが元々賣藥業が商賣の
事として之を看破し危い處を脱れた。

其後無人島に追放されやつし無様な桎梏から逃れ二十
二年振りに懐しの故國に歸へりついで右の如く話つた。

事變日誌

臨時情報部

三六

6. 今回の徐州大會戦に際し我が軍の北上を牽制せんとしてゐた敵游撃隊の企圖は悉く失敗し杭州方面に作戦の我が部隊の傷殆んき撃滅せられたり。

五月二十二日

1. 蘭封の危機刻々に迫る。我が精銳各部隊一舉に同地を屠らんとして肉薄す。
2. 陸軍飛行隊蘭封を急襲、停車場内の二十數箇列車及び主要線路を爆撃せり。
3. 海軍航空隊蚌埠東北方及び海州地區に於ける敵集團部隊を攻撃せり。
4. 廈門に於ける我が海軍陸戰隊再び砲火を開き對岸支那大陸を猛撃せり。

五月二十三日

1. 我が軍隴海線上の要地碭山を占領せり。
2. 津浦線は我が鐵道部隊必死の努力により既に韓莊、徐州、宿縣の連絡成れるを以て全線の開通は間もなしに見らる。

五月二十四日

- 五月二十一日
1. 宿縣より北上中の我が部隊は津浦線の要害夾溝を占領せり。
 2. 我が軍徐州南方桃山集及び閔賢集に集結中の敵を急襲殲滅的打撃を與へ之を占領せり。
 3. 蘭封攻略部隊は同地西方地區に進出隴海線を制壓して敵の退路を遮斷又一部は南方より蘭封城に迫れり。
 4. 陸海航空部隊活躍徐州南方山嶺地帯に遁走の敗敵並に開封歸德を爆撃せり。
 5. 徐州東南地區一帯に分散遁走せる支那軍約二十箇師は全く我が包圍下に置かれ漸次殲滅せられつゝあり。

1. 我が軍蘭封西北方黄河屈曲點の陳留口を占領せり
2. 蘭封完全占領頑敵遂に抗し得ず落城す。
3. 徐州東南方地區の殘敵を掃蕩中の我軍進軍を占領せり。

4. 海軍航空隊淮陰(清江浦)淮安の敵集團部隊を爆撃又他の一部は潁州城内の敵を攻撃致命的損害を與へたり。

5. 徐州會戦の結果敵に與へし損害左の如し。

(五月二十四日まで)に判明せる分)

- イ、死 傷 二十四萬體
- ロ、遺棄死體 十萬三千餘
- ハ、投降捕虜 六萬數千

其他火砲、機銃、貨車、彈藥等の戦利品夥しき數に上り又敵正規軍の大部は我が猛攻に再起不能の様なり。打撃を被り一部は辛ふじて歸德方面に遁れたる模様なり。

五月二十五日

1. 大元帥陛下に於かせられては兩幕僚長官殿下を召させられ徐州會戦の勝利に對し優渥なる御言葉を

五月二十六日

1. 天皇、皇后兩陛下に於かせられては昨月二十九日の通州事變遭難者に對し長くも祭祀料を下賜あらせらる。
2. 隴海線歸德東北方の要害虞城占領、我が軍の意氣益々旺なり。

二七

3. 徐州より西南方に退却中の敵は永城附近に於て包圍待機中の我が部隊の手中に陥り殲滅的打撃を受けた。
4. 海軍航空隊活躍左の飛行場を爆撃せり。
浦城(福建省北部)、長汀(福建省)、玉山(江西省)、麗水(浙江省)、温州(浙江省)。
5. 徐州戦の結果蔣の奸策に憤激せる者或ひは身の置場なき者或は新政権を慕ふ者等敵將兵の間には投降の機運頗に彌漫續々大量投降をなしつつあり。
總督府に於ては帝國海軍ミ協力廈門島の治安維持に當る爲警察官を派遣し又民政の方面に於ては各方面の調査を行ふため技術家、専門家より成る調査班を組織派遣せり。

7. 近衛内閣改造強化せられたる偽國民政府大いに驚愕せり。
五月二十七日
1. 海軍記念日
島都臺北にては學生の旗行列並に新公園にて國民祝賀式盛大に行はれたり。
2. 海軍航空隊引繼ぎ南支に活躍粵漢、廣九兩鐵道を爆撃せり。
3. 陸軍飛行隊京漢線的主要驛鄭州を始め附近の敵陣地を爆撃せり。
4. 廈門總領事館の開館式舉行せらる。
5. 徐州の市民續々復歸近く治安維持會設立せらる。
(以下次號)

臺灣行進曲 一等當選歌

作詞者 三 栗 谷 櫻

一
 亞細亞は光る いまど朝
 すめらみこみの 治しめす
 大和島根の 伸ぶる處
 湧く白雲や 靖臺の
 宮鎮まれり いや崇く
 仰げ護國の 御柱を
 皇國日本
 わが臺灣

二
 輝く御稜威 地に溢れ
 わかき民草 茂り合ひ
 文化の潮も みんなみに
 澎湃として 躍りゆく
 いざ日の丸を 高らかに
 揚げよ皇道 布け平和
 躍進日本
 わが臺灣

三
 われら島民 大御代の
 光榮ある偉業 受け繼ぎて
 強く正義に 生さんかな
 あゝ萬世の 大君に
 水漬く草むす 殉忠の
 赤誠かたく ままれこい
 神州日本
 わが臺灣

臺灣行進曲作曲懸賞募集

一、目的

臺灣島民が永遠に愛唱し得べき國民歌謡を作成する事となり先に歌詞を募集せる所今回其の一等當選歌に對し一般より其の作曲を募集せんこと

二、作曲

- (1) 島民が汎く考幼男女、内臺の別を問はず和唱することを得且行進に適する曲調にして美しく明るく強力き作曲たること
 - (2) 曲は齊唱用とし伴奏は附せざるも差支なし尙前奏及後奏を附すことは自由とす
 - (4) 樂譜は必ず五線譜を用ふること
 - (4) 歌詞は一等當選歌詞を用ふること
- 右歌詞中作曲の都合により各節の最後の行を繰返すも差支なし

三、締切及審査發表

締切期日 七月五日

審査發表

七月三十日

新聞、ラヂオ等に依り一等當選の樂曲及佳作の作曲者氏名を發表す

四、賞金

一等 一曲 國民精神總動員本部長賞として 金五百圓

佳作 三曲 同 金壹百圓

五、應募資格は制限なし 但し一人二曲以内のこと

六、當選及佳作の作曲の著作權は一切國民精神總動員本部に歸屬す又作曲は發表の際改訂することあるべし應募作曲原稿は返戻せず

七、應募作曲の用紙は美濃型大以上とす又作曲原稿紙には氏名を記入せざること

八、臺灣總督府文教局社會課内國民精神總動員本部宛に必ず封筒に應募作曲ミ朱書し現住所及氏名を明記して郵送のこと

九、作曲の審査は東京音樂學校に委屬す

臺灣總督府國民精神總動員本部



臺灣總督 海軍大將 小林躋造閣下

島民に告ぐ 青年に告ぐ

附臺灣青年歌

臺灣總督府製作



部報
昭和十三年九月二十日第三號
昭和十三年六月十一日發行
(每月一日、十一日、廿一日發行) 第八號

昭和十三年六月九日印刷
昭和十三年六月十一日發行
(月三回發行)

臺灣總督府臨時情報部

印刷人 臺北市榮町三丁目十五番地
加藤 豊吉

印刷所 臺北市京町二丁目四十三番地
小塚本店印刷工場